

改 正 案		現 行	
別紙様式 (第十八条関係) (用紙は、日本工業規格A7、74×105mmとする。)		別紙様式 (第十七条関係) (用紙は、日本工業規格A7、74×105mmとする。)	
表	裏	表	裏
第 号 検 査 証 票 官 職 氏 名 年 月 日生 上記の者は、当局に所属する職員で<u>社債等の振替に関する法律</u>第20条の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 平成 年 月 日 法務省民事局長 印	<u>社債等の振替に関する法律</u>抜粋 第20条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第140条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 4 第20条第1項 (<u>第48条の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>) の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第143条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。 2 第140条 (第5号を除く。) 2億円以下の罰金刑	第 号 検 査 証 票 官 職 氏 名 年 月 日生 上記の者は、当局に所属する職員で<u>短期社債等の振替に関する法律</u>第20条の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 平成 年 月 日 法務省民事局長 印	<u>短期社債等の振替に関する法律</u>抜粋 第20条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 4 第20条第1項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第75条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。 2 第72条 (第5号を除く。) 2億円以下の罰金刑